

3 農地・農業用施設の防災・減災対策

(1) 農村地域防災減災事業（ため池整備事業）

【担当：主査（農地保全）】

目 的	施設の老朽化や地震、集中豪雨等に起因する災害を未然に防止するため、ため池の補修、改修等を行い、農村地域の防災力・減災力の向上を図る。				
事業内容	ため池総合整備工事（地震・豪雨対策型） 耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修、豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要なため池の改修、附帯施設の整備及び併せ行うしゅんせつ又は農地等の洪水調節機能発揮のための整備。				
採択要件	○ 大規模事業：・防災受益面積がおおむね70ha以上、かつ、受益面積がおおむね40ha以上 ・防災受益面積がおおむね7ha以上、かつ、受益面積がおおむね2ha以上であって想定被害額（農外）が3億円以上のもの ○ 小規模事業：・防災受益面積がおおむね7ha以上又は想定被害額（農外）が4,000万円以上であって、かつ、受益面積がおおむね2ha以上のもの				
負担割合	○ 大規模事業：国 55% 道 34% その他 11%（地震対策型・豪雨対策型） ○ 小規模事業：国 50% 道 34% その他 16%（地震対策型・豪雨対策型） 国（55%）道（34%）その他（11%）（豪雨対策型） ※（ ）内は中山間地域				
事業内容	ため池総合整備工事（長寿命化型） 施設の機能保全・更新等を計画的に実施するための中長期的な計画に基づいて適切な管理が行われているため池の長寿命化を図るために必要な工事。				
採択要件	施設長寿命化計画等が策定されており、かつ、受益面積がおおむね2ha以上のもの				
負担割合	国 50%（55%）道 29%（29%）その他 21%（16%） ※（ ）内は中山間地域				
事業主体	北海道				
令和3年度 予算額等	（単位：地区、千円）				
	地区数	事業費	道予算額		
			国費	道費	地元
	4 (新:一 継:4)	345,000	189,750	120,850	34,400

(2) 農村地域防災減災事業（防災ダム整備事業）

【担当：主査（農地保全）】

目 的	農業経営の安定と国土の保全を図るため、洪水による農地・農業用施設などの被害を未然に防止するための洪水調節用のダム（余水吐その他の附帯施設を含む）の新設または改修及び関連整備を行う。					
事業内容	防災ダム整備事業 洪水調節用のダム（余水吐その他の附帯施設を含む）の新設または改修及び関連整備。					
採択要件	○ 防災受益面積がおおむね100ha以上のもの。 ただし、台風常襲地帯、豪雪地帯又は振興山村の場合、以下の要件のすべてに該当する地域において行うものの防災受益面積はおおむね70ha以上。 1. 当該事業の計画年度の前年度からおおむね過去10か年間に激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律に基づき定められた地域で、洪水により農地、農作物又は農業用施設に被害が発生した地域。 2. 将来における洪水の発生により、農地、農作物又は農業用施設に被害が発生することを緊急に防止する必要があると認められること。					
負担割合	国 55% 道 39% その他 6%					
事業主体	北海道					
令和3年度 予算額等	(単位：地区、千円)					
	地区数	事業費	道予算額	国費	道費	地元
	2 (新:1 継:2)	97,000	97,000	55,000	37,830	5,820

(3) 農村地域防災減災事業（用排水施設等整備事業）

【担当：農地防災係】

目 的	用排水施設の整備、傾斜地の土砂崩壊防止、農地や農業用施設などの災害を未然に防止する。					
事業内容	<p>用排水施設等整備事業</p> <p>(1) 築造後における自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する頭首工、樋門、用排水機場、水路等の変更又は当該施設に代わる農業用排水施設の新設及びこれらの附帯施設の整備</p> <p>(2) 風水害等によって土砂崩壊の危険の生じた箇所において農用地及び農業用施設の災害を防止するために行う土留石垣、擁壁、土砂溜堰堤、水路等の整備</p>					
採択要件	<p>○ 大規模事業：受益面積がおおむね400ha(200ha)以上のもの 総事業費がおおむね8,000万円(3,000万円)以上のもの</p> <p>○ 小規模事業：受益面積がおおむね20ha(10ha)以上のもの 総事業費がおおむね800万円以上のもの</p> <p>○ 土砂崩壊防止：受益面積がおおむね5ha以上のもの 総事業費がおおむね800万円以上のもの</p>					
負担割合	<p>○ 大規模事業：国 55% 道 28% その他 17%</p> <p>○ 小規模事業：国 50% 道 33% その他 17%</p> <p>国 (55%) 道 (29%) その他 (16%)</p> <p>○ 土砂崩壊防止：国 50% 道 29% その他 21%</p> <p>国 (55%) 道 (29%) その他 (16%)</p> <p>※ ()内は中山間地域</p>					
事業主体	北海道					
令和3年度 予算額等	(単位：地区、千円)					
	地区数	事業費	道予算額	国費	道費	地元
	3 (新:— 継:3)	376,600	376,600	207,130	118,414	51,056

(4) 農村地域防災減災事業（農地保全整備事業）

【担当：主査（農地保全）】

目 的	農地・農業用施設の災害を未然に防止し、農地の土壌侵食や崩落防止のための排水路等の整備、農地及び用排水路等の機能回復工事などを行い、農業経営の安定を図る。					
事業内容	<p>1 本工事 急傾斜地帯若しくはこれに準じる地帯又は特殊土壌地帯における農用地の侵食、崩壊を防止するために行う排水施設等の新設若しくは改修又は風食若しくは風害若しくは潮害を受けやすい地域における農用地の被害を防止するために行う防風施設の整備</p> <p>2 排除工事 特殊土壌又はさんご、石れき等の排除</p> <p>3 農地機能保全対策工事 地盤の相当部分が泥炭土からなることに起因する地盤の沈下若しくは火山性土壌等に起因する土壌侵食等により、農作物等の生育が阻害され、若しくは農作業の能率が低下することを防止するため、必要な農用地若しくは農業用排水施設等の機能回復又は火山性土壌等に起因する土壌侵食等災害の未然防止を図るための農業用排水施設、土留工その他の施設の新設若しくは改修、農業用道路の改修、暗きょ排水若しくは整地</p>					
採 択 要 件	<p>1 本 工 事 : 受益面積がおおむね50ha（畑地等にあつてはおおむね20ha）以上</p> <p>2 排 除 工 事 : 受益面積がおおむね10ha以上</p> <p>3 農地機能保全対策工事：受益面積がおおむね20ha以上</p>					
負 担 割 合	<p>1 本 工 事 : 国 50% 道 33% その他 17%</p> <p>2 排 除 工 事 : 国 50% 道 31% その他 19%</p> <p>3 農地機能保全対策工事：国 50% 道 36% その他 14%</p>					
事業主体	北海道					
令和3年度 予算額等	(単位：地区、千円)					
	地区数	事業費	道予算額	国費	道費	地元
	1 (新: - 継: 1)	34,7400	34,7400	17,370	12,506	4,864

(5) 農村地域防災減災事業（特定農業用管水路等特別対策事業）

【担当：農地防災係】

目 的	老朽化等に伴う石綿を含有する製品の破損等により、将来的に農業者等の健康を害するおそれ が懸念されることから、石綿を含有する製品の利用実態調査、点検、診断等を緊急的に実施する とともに、必要な対策を講ずることにより、石綿に起因する影響を未然に防止し、農業経営の安 定及び農業の維持を図る。					
事業内容	1 石綿等が使用されている農業用管水路の撤去及びこれと一体的に行う農業用排水路の変更 2 1の農業用排水路と一体となって機能を発揮する農業用排水路の変更 3 石綿等が使用されている土地改良施設において行う当該石綿等の除去及びこれと一体的に行 う当該土地改良施設の変更					
採択要件	○ 受益面積がおおむね20ha以上であり、かつ変更を必要とする農業用管水路の延長に対し、石 綿等が使用されている農業用管水路の延長が50%以上のもの					
負担割合	国 50% (55%) 道 35% (35%) その他 15% (10%) ※ ()内は中山間地域					
事業主体	北海道					
令和3年度 予算額等	(単位：地区、千円)					
	地区数	事業費	道予算額	国費	道費	地元
	1 (新:— 継:1)	109,000	109,000	59,950	38,150	10,900

(6) 農村地域防災減災事業（地すべり対策事業）

【担当：主査（農地保全）】

目 的	「地すべり等防止法」に基づき、地すべり防止指定地域内において事業を実施することにより、地すべりから農地・農業用施設等を守り、農業生産基盤を維持するとともに、人家の破壊、埋設等から人命、家屋等を保護し、民生の安定を図る。					
事業内容	地すべり活動を防止またはその原因を除去するための施設の整備 (対象工種) 承水路、排水路等の地表水排除工、水抜きボーリング、排水暗渠等の地下水排除工、床止工、護岸工、堰堤工等の抑制工、杭打工、擁壁工等の抑止工					
採択要件	総事業費が7,000万円以上のもの					
負担割合	国 50% 道 50%					
事業主体	北海道					
令和3年度 予算額等	(単位：地区、千円)					
	地区数	事業費	道予算額	国費	道費	地元
	2 (新:1 継:1)	74,900	74,900	37,450	37,450	—

(7) 農村地域防災減災事業（ため池等農地災害危機管理対策事業）

【担当：農地防災係】

目 的	災害発生のおそれがあるため池、農業用排水施設及び農用地の保全上必要な施設その他の農業用施設及び農用地について、その防災・減災又は当該農業施設等の被災による被害の程度が大きいと想定される地域について、一体的な防災・減災を図る。					
事業内容	1 農業施設等の災害に係る危機管理のために必要な情報に関するシステム 2 農業施設等の危機管理機能を向上させるための施設の整備 (対象工種) 雨量計、水位計等の観測機器、緊急放流施設、緊急排水ポンプ、安全導排水路、洪水水位調節のための施設又は装置、ポンプ、ゲート等の遠隔操作装置、非常時の施設機能維持のための非常用電源装置、防水対策施設等					
採択要件	被害想定面積の合計がおおむね10ha以上（中山間地域又は地震対策上緊急性の高い地域にあつてはおおむね5ha以上）である地域の一体的な防災・減災を目的とした、当該農業施設等についての農地災害危機管理対策計画を事業実施主体が策定していること					
負担割合	国 50% 道 29% その他 21%					
事業主体	北海道					
令和3年度 予算額等	(単位：地区、千円)					
	地区数	事業費	道予算額	国費	道費	地元
	2 (新:- 継:2)	530,000	530,000	265,000	153,700	111,300

(8) 海岸保全施設整備事業（侵食対策）

【担当：農地防災係】

目 的	波浪による海岸の侵食等の被害が発生する恐れのある地域について、過去における波浪等の実態及び背後地の状況等を勘案して、海岸保全施設の新設、改良を行う。					
事業内容	○ 侵食対策事業 侵食による被害が発生するおそれがある地域における護岸、離岸堤、突堤等の海岸保全施設の新設または改良 (対象工種) 堤防、護岸、胸壁、突堤、離岸堤、人工リーフ、消波工、根固工、水門、樋門、排水施設、内堤工、その他					
採択要件	海岸法第40条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する海岸保全区域内において主として実施するものであって、次に掲げる要件を満たすものとする。 (1) 侵食等の被害が発生する恐れの大なる海岸であり、1 km当たりの防護面積が5 ha以上又は防護人口が50人以上を基準とする。 (2) 農山漁村地域整備交付金実施要領別紙2の第2の4に規定する事業計画が策定されている地区であること。 (3) 事業計画に位置付ける海岸ごとの総事業費が5,000万円以上であること。					
負担割合	国 55% 道 45%					
事業主体	北海道					
令和3年度 予算額等	(単位：地区、千円)					
	地区数	事業費	道予算額	国費	道費	地元
	7 (新:1 継:6)	1,324,000	1,324,000	728,200	595,800	—

(9) 海岸保全施設整備事業（海岸堤防等老朽化対策）

【担当：農地防災係】

目 的	<p>海岸堤防等海岸保全施設の中には築造後相当な年月が経過しているものが多く、部材の経年変化、波力等の影響による損傷や機能低下が進行しているとともに、地球温暖化の影響等による高潮被害の増加や海岸侵食の進行、破堤による被害等の発生が懸念され、これらへの対応が喫緊の課題となっている。このため、以下の対策を講じることにより、予防保全型の維持管理を導入し、必要な防護機能を確保し、施設の長寿命化を図りつつ、海岸堤防等の老朽化対策を計画的に推進することを通じて、海岸保全施設の機能の強化又は回復を図り、もって人命や資産を防護するとともに、維持管理・更新に係るトータルコストを縮減し、費用を平準化する。</p> <p>老朽化対策</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 海岸保全施設の老朽化調査 ② ①の調査結果を踏まえた老朽化対策計画の策定 ③ ②の老朽化対策計画に基づいて実施する老朽化対策工事 															
事業内容 採 択 要 件	<p>○ 海岸堤防等老朽化対策事業 必要な防護機能を確保し、施設の長寿命化を図る。 (対象工種) 堤防、護岸、胸壁、その他</p> <p>海岸法第40条第1項第2号、第3号及び第4号に規定する海岸保全区域内において主として実施するものであって、次に掲げる要件を満たすものとする。</p> <p>老朽化対策</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 長寿命化計画に基づき海岸保全施設が適切に管理されていること。ただし、海岸保全施設の新設又は平成30年度までに事業に着手する場合については、長寿命化計画の策定を条件としない。 ② 老朽化等により機能が確保されていない又は機能低下の恐れがある海岸保全施設であってその機能の強化又は回復を行う必要があると認められるものであること。 ③ 海岸法第2条の3第1項の海岸保全基本計画等に基づき、事業実施内容を記載した農山漁村地域整備交付金実施要領別紙2-2の第2の4に規定する事業計画が策定されている地区であること。 ④ 事業計画に位置付ける総事業費が5,000万円以上であること。 															
負担割合	国 55% 道 45%															
事業主体	北海道															
令和3年度 予算額等	<p style="text-align: right;">(単位：地区、千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区数</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th rowspan="2">道予算額</th> <th colspan="3">道予算額</th> </tr> <tr> <th>国費</th> <th>道費</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1 (新:— 継:1)</td> <td style="text-align: center;">297,000</td> <td style="text-align: center;">297,000</td> <td style="text-align: center;">163,350</td> <td style="text-align: center;">13,3650</td> <td style="text-align: center;">—</td> </tr> </tbody> </table>	地区数	事業費	道予算額	道予算額			国費	道費	地元	1 (新:— 継:1)	297,000	297,000	163,350	13,3650	—
地区数	事業費				道予算額	道予算額										
		国費	道費	地元												
1 (新:— 継:1)	297,000	297,000	163,350	13,3650	—											

(10) 農地海岸維持管理事業

【担当：主査（防災施設管理）】

目 的	海岸法（昭和31年法律第101号）第5条の規定により、知事が管理する海岸保全区域（農政部所管のものに限る。）の適正な管理を行う。																				
事業内容	<p>1 区域の巡視 (1) 区域の利用状況 (2) 区域の土地の形状 (3) 区域の環境状況 (4) 海岸保全施設及び海岸保全施設に附帯する施設の損傷状況</p> <p>2 海岸線及び施設の調査事業 (1) 海岸線の前進、後退 (2) 施設の亀裂、沈下等の変状 (3) 水門・陸閘等の海岸保全附帯施設の機能低下</p> <p>3 海岸保全附帯施設の点検整備及び緊急時の対応 (1) 海岸保全施設に附帯する水門、陸閘等の機械器具等の設備の点検整備 (2) 津波・高潮などの緊急時の対応</p> <p>4 区域測量 (1) 区域変更に必要な測量 (2) 区域の境界杭の復元のために必要な測量 (3) 区域内の国有財産の境界杭の復元のために必要な測量</p> <p>5 施設補修 (1) 施設の機能回復のために行う補修工事 (2) 施設の機能低下の原因を除去する清掃・土砂排除 (3) その他施設機能の維持のために行う一切の行為</p> <p>6 緊急調査 地震、風浪、その他異常な自然現象が発生した場合行う調査</p>																				
事業主体	北海道																				
補助率等	道費単独																				
令和3年度 予算額等	<p style="text-align: right;">(単位：地区、千円)</p> <table border="1" data-bbox="368 1317 1385 1473"> <thead> <tr> <th rowspan="2">地区数</th> <th rowspan="2">事業費</th> <th rowspan="2">道予算額</th> <th colspan="3">道予算額</th> </tr> <tr> <th>国費</th> <th>道費</th> <th>地元</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>40</td> <td>6,279</td> <td>6,279</td> <td>—</td> <td>6,279</td> <td>—</td> </tr> </tbody> </table>						地区数	事業費	道予算額	道予算額			国費	道費	地元	40	6,279	6,279	—	6,279	—
地区数	事業費	道予算額	道予算額																		
			国費	道費	地元																
40	6,279	6,279	—	6,279	—																

(11) 地すべり防止区域維持管理事業

【担当：主査（防災施設管理）】

目 的	地すべり等防止法（昭和33年法律第30号）第7条の規定により、知事が管理する地すべり防止区域（農政部所管のものに限る。）の適正な管理を行う。					
事業内容	1 地元関係者との連絡体制の整備と情報の収集 2 区域内の調査 (1) 調査事業 地すべり防止区域内の滑動及び地すべり防止施設の状況調査 (2) 測量事業 地すべり防止区域及び国有財産の復元のための測量 (3) 補修事業 機能低下が認められる地すべり防止施設の補修 3 緊急時の対策					
事業主体	北海道					
補助率等	道費単独					
令和2年度 予算額等	(単位：地区、千円)					
	地区数	事業費	道予算額	国費	道費	地元
	59	29,336	29,336	—	29,336	—

(12) 農地防災ダム管理事業

【担当：主査（防災施設管理）】

目 的	道営農地防災ダム事業で完成したダムについて、一定期間、道が安全かつ適正に管理を行う。					
事業内容	1 ダムの観測データの整理及び監視等 2 洪水警戒時及び洪水時における警戒監視並びに関係機関に対する通報等 3 自家発電機及び観測機器の保守点検等 4 堤体及びこれに附帯する施設の維持補修等 5 池敷の流木除去及び堤体周辺の除草等 6 ダム管理棟及び堤体天端の除雪等 7 ダム管理主任技術者の研修等					
事業主体	北海道					
補助率等	道費単独					
令和2年度 予算額等	(単位：地区、千円)					
	地区数	事業費	道予算額	国費	道費	地元
	3	21,275	21,275	—	21,275	—